

令和 5 年第 3 回

小松市議会定例会議案

(その 2)

令和 5 年 (2023 年) 6 月

令和5年度小松市一般会計補正予算 (第2号)

令和5年度小松市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552,424千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,666,924千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	8,604,626	336,000	8,940,626
	2 国庫補助金	3,058,640	336,000	3,394,640
17	県支出金	3,845,522	10,750	3,856,272
	2 県補助金	1,046,654	10,750	1,057,404
20	繰入金	1,308,041	1,200	1,309,241
	1 基金繰入金	1,119,803	1,200	1,121,003
21	繰越金	1	97,574	97,575
	1 繰越金	1	97,574	97,575
22	諸収入	683,362	7,000	690,362
	5 受託事業収入	4,200	7,000	11,200
23	市債	3,657,000	99,900	3,756,900
	1 市債	3,657,000	99,900	3,756,900
歳 入 合 計		48,114,500	552,424	48,666,924

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,749,757	43,700	3,793,457
	1 総務管理費	3,030,865	43,700	3,074,565
3	民生費	17,894,635	7,000	17,901,635
	2 児童福祉費	8,841,636	7,000	8,848,636
4	衛生費	2,927,176	330,474	3,257,650
	1 保健衛生費	1,063,477	9,874	1,073,351
	3 水道費	38,710	320,600	359,310
6	農林水産業費	1,089,022	11,950	1,100,972
	1 農業費	748,767	11,950	760,717
7	商工費	1,035,663	4,000	1,039,663
	1 商工費	1,035,663	4,000	1,039,663
9	消防費	1,502,986	9,800	1,512,786
	1 消防費	1,502,986	9,800	1,512,786
10	教育費	7,705,314	7,000	7,712,314
	5 社会教育費	1,304,109	7,000	1,311,109
11	災害復旧費	59,301	138,500	197,801
	2 農林水産施設災害復旧費	0	138,500	138,500
歳 出 合 計		48,114,500	552,424	48,666,924

第2表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過 年 発 生 農林水産施設 災 害 復 旧 費	89,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	89,900			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消 防 団 活 動 拠 点 施 設 整 備 費	47,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	57,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	3,657,000				3,667,000			

議案第48号

令和5年度小松市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度小松市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度小松市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	（△は減を示す。）
第1款 水道事業収益	2,693,900千円	0千円	2,693,900千円
第1項 営業収益	2,367,673千円	△320,600千円	2,047,073千円
第2項 営業外収益	326,161千円	320,600千円	646,761千円

第3条 予算第4条本文括弧書中当年度分損益勘定留保資金「510,678千円」を「479,633千円」に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「45,449千円」を「76,494千円」に改める。

第4条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「26,540千円」を「347,140千円」に改める。

議案第49号

小松市税条例の一部を改正する条例について

小松市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第37条の3第2項中「，又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え，「の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し」を「の前項の申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税，個人の市民税若しくは森林環境税を納付し，若しくは納入し」に，「に充当する。」を「を納付し，若しくは納入する。」に改める。

第39条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には，当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは，給与所得者は，施行規則で定めるところにより，前項又は法第317条の3の2

第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第41条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第44条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「規定によって」を「規定により」に、「、特別徴収の方法によって」を「特別徴収の方法により」に改める。

第47条第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「もの」を「者」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同項第1号中「支給期間」を「支払期間」に改め、同条第2項中「給与所得者」を「納税義務者」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「によって」を「により」に、「なった場合においては」を「なった場合には」に、「ある場合においてはその」を「ある場合には」に、「ない場合においては、直ちに」を「ない場合には直ちに、」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「、当該納税者」を「当該納税者」に、「、法第17条の2の規定の例によって」を「、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する。」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。」に改める。

第50条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「ある場合においては」を「ある場合には」に改め、「及び均等割額」

の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第50条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第50条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「、法第17条の2の規定によって」を「、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する。」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。」に改める。

第85条第1号エ中「及び側面が」を「、側面が」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第18条の6第4項及び附則第20条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第37条の3第2項並びに第41条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第44条、第47条、第50条、第50条の2及び第50条の6の改正規定並びに附則第18条の6の改正規定及び附則第20条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条の規定 令和6年1

月1日

- (2) 第39条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の小松市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の小松市税条例第39条の3の2第2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき小松市税条例第39条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。）附則第18条の6第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第20条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第50号

小松市営住宅条例及び小松市地域優良 賃貸住宅条例の一部を改正する条例に ついて

小松市営住宅条例及び小松市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市営住宅条例及び小松市地域優良賃貸住宅条例 の一部を改正する条例

(小松市営住宅条例の一部改正)

第1条 小松市営住宅条例（平成9年小松市条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第69条」を「一第72条」に改める。

第69条を第72条とし、第68条を第71条とし、第67条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第68条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に市営住宅等の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第69条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務
- (2) 市営住宅等の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第70条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に市営住宅等の管理を行わなければならない。

(小松市地域優良賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 小松市地域優良賃貸住宅条例（令和3年小松市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第41条」を「一第44条」に改める。

第5章中第41条を第44条とし、第40条を第43条とし、同条の前に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第40条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に地域優良賃貸住宅等の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第41条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域優良賃貸住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務
- (2) 地域優良賃貸住宅等の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域優良賃貸住宅等の管理に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第42条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に地域優良賃貸住宅等の管理を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第51号

小松市病院事業の設置並びに管理条例 の一部を改正する条例について

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正 する条例

小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 病院事業には、病院（以下単に「病院」という。）を設け、病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 国民健康保険小松市民病院

位置 小松市向本折町ホ60番地

第2条第3項中「病院等の」を「病院の」に改め、同項の表を次のように改める。

診療科目	病床数
内科，呼吸器内科，循環器内科，消化器内科，血液内科，内分泌・代謝内科，腎臓内科，脳神経内科，外科，呼吸器外科，消化器外科，緩和ケア内科，整形外科，脳神経外科，形成外科，精神科，小児科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻咽喉科，リハビリテーション科，放射線科，病理診断科，麻酔科，歯科，歯科口腔外科	一般病床 300床 結核病床 10床 精神病床 26床 感染症病床 4床

第2条第4項中「病院等は」を「病院は」に改め、同条第5項第1号及び第

2 号中「訪問看護」を「指定訪問看護」に改める。

第 3 条中「看護師養成所及び優生保護相談所を」を「看護師養成所を」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(職員)

第 4 条 病院に、院長、管理局長その他の職員を置く。

第 5 条第 3 項を削る。

第10条第 1 項各号列記以外の部分中「病院及び栗津診療所に」を「病院に」に改め、同項第 2 号エ中「ウに」を「ウまでに」に改め、同条第 2 項を削る。

第11条及び第14条中「，病院等」を「，病院」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年10月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の小松市病院事業の設置並びに管理条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 小松市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年小松市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条の19第 1 項中「及び診療所」を削る。

(小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 備考中「，診療所」を削る。

(小松市国民健康保険条例の一部改正)

5 小松市国民健康保険条例（昭和34年小松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び同条第 2 項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「次

の」に改め、同条第2項第1号中「診療所（病院）の」を「病院の」に改める。

議案第52号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年度

専決第7号 令和4年度小松市一般会計補正予算（第12号）

専決第8号 令和4年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）

専決第9号 令和4年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

専決第10号 令和4年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第3号）

専決第11号 令和4年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算
（第3号）

専決第12号 小松市税条例の一部を改正する条例

専決第13号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和5年度

専決第1号 令和5年度小松市一般会計補正予算（第1号）

専決第2号 損害賠償の額を定めることについて

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和4年度小松市一般会計補正予算（第12号）

令和４年度小松市一般会計補正予算 (第12号)

令和４年度小松市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233,105千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,021,995千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 既定の繰越明許費の補正は、「第２表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条 既定の地方債の補正は、「第３表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	利子割交付金	19,000	△12,000	7,000
	1 利子割交付金	19,000	△12,000	7,000
4	配当割交付金	56,000	17,000	73,000
	1 配当割交付金	56,000	17,000	73,000
5	株式等譲渡所得割交付金	88,000	△19,000	69,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	88,000	△19,000	69,000
6	法人事業税交付金	305,000	△20,000	285,000
	1 法人事業税交付金	305,000	△20,000	285,000
7	地方消費税交付金	2,627,000	195,100	2,822,100
	1 地方消費税交付金	2,627,000	195,100	2,822,100
9	環境性能割交付金	55,000	△10,000	45,000
	1 環境性能割交付金	55,000	△10,000	45,000
11	地方特例交付金	120,000	14,000	134,000
	1 地方特例交付金	105,000	14,000	119,000
12	地方交付税	8,799,000	665,300	9,464,300
	1 地方交付税	8,799,000	665,300	9,464,300
16	国庫支出金	11,775,249	△141,287	11,633,962
	1 国庫負担金	6,206,380	△76,000	6,130,380
	2 国庫補助金	5,515,202	△65,287	5,449,915
17	県支出金	4,073,259	△10,000	4,063,259
	1 県負担金	2,543,094	△6,000	2,537,094
	2 県補助金	1,106,478	△4,000	1,102,478
19	寄附金	342,833	11,269	354,102
	1 寄附金	342,833	11,269	354,102
20	繰入金	2,044,794	△317,500	1,727,294
	1 基金繰入金	1,996,419	△317,500	1,678,919

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
21	繰越金	278,098	37,313	315,411
	1 繰越金	278,098	37,313	315,411
22	諸収入	1,847,423	△25,800	1,821,623
	3 貸付金元利収入	485,959	△54,800	431,159
	4 雑入	1,341,455	29,000	1,370,455
23	市債	4,778,000	△617,500	4,160,500
	1 市債	4,778,000	△617,500	4,160,500
歳 入 合 計		55,255,100	△233,105	55,021,995

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,914,011	553,030	5,467,041
	1 総務管理費	4,108,337	553,030	4,661,367
3	民生費	18,372,768	△222,569	18,150,199
	1 社会福祉費	8,519,167	△186,000	8,333,167
	2 児童福祉費	8,777,377	△36,569	8,740,808
4	衛生費	3,747,034	△142,000	3,605,034
	1 保健衛生費	1,603,439	△32,000	1,571,439
	2 環境対策費	1,460,520	△110,000	1,350,520
6	農林水産業費	1,198,915	△26,500	1,172,415
	2 林業費	286,184	△21,500	264,684
	3 水産業費	34,340	△5,000	29,340
7	商工費	2,092,832	△57,300	2,035,532
	1 商工費	2,092,832	△57,300	2,035,532
8	土木費	7,570,310	△281,185	7,289,125
	2 道路橋りょう費	1,701,742	△89,700	1,612,042
	3 河川費	233,295	0	233,295
	4 都市計画費	2,666,021	△163,985	2,502,036
	6 飛行場費	466,504	△27,500	439,004
10	教育費	7,544,838	3,419	7,548,257
	2 小学校費	946,004	0	946,004
	3 中学校費	719,859	0	719,859
	5 社会教育費	1,533,496	1,519	1,535,015
	6 保健体育費	1,557,880	1,900	1,559,780
11	災害復旧費	1,564,201	△60,000	1,504,201
	1 公共土木施設災害復旧費	823,701	△60,000	763,701
	2 農林水産施設災害復旧費	730,000	0	730,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	歳 出 合 計	55,255,100	△233,105	55,021,995

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	一般経費（一般管理費）	165
		ビジョン策定推進費	9,900
3. 民生費	2. 児童福祉費	おなかの赤ちゃん給付金費	18,200
		うまれた赤ちゃん給付金費	13,450
		児童センター施設整備費	41,920
4. 衛生費	1. 保健衛生費	すこやか親子サポート費	990
		新型コロナウイルスワクチン接種費	113,619
	2. 環境対策費	ごみ減量化・リサイクル推進費	7,200
7. 商工費	1. 商工費	サテライトオフィス立地推進費	15,000
		原油価格高騰対策事業者支援費	50,000
		こまつまるごと観光物産推進費	9,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	一般経費（道路橋りょう総務費）	1,293
		交通安全施設管理費	17,750
	3. 河川費	排水路管理費	5,008
	4. 都市計画費	北陸新幹線建設推進費	20,986
10. 教育費	2. 小学校費	スクールバス維持管理費	800
	5. 社会教育費	本陣記念美術館管理運営費	16,995

(変 更)

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2. 総 務 費	1. 総務管理費	次世代型地域交通 推進費	4,000	次世代型地域交通 推進費	2,000
6. 農 林 水 産 費	2. 林 業 費	林道整備費	25,280	林道整備費	25,265
		県営広域基幹林道 整備費負担金	15,535	県営広域基幹林道 整備費負担金	15,510
7. 商 工 費	1. 商 工 費	新型コロナウイルス 感染症経済対策 費	30,100	新型コロナウイルス 感染症経済対策 費	30,066
8. 土 木 費	2. 道 橋 り ょ う 費	道路整備費	52,932	道路整備費	59,032
		橋りょう改修等整 備費	137,866	橋りょう改修等整 備費	109,047
		特別道路整備費	55,342	特別道路整備費	60,342
		消雪施設整備費	73,037	消雪施設整備費	54,923
		通学路整備費	2,500	通学路整備費	3,280
	3. 河 川 費	都市排水路整備費	55,599	都市排水路整備費	71,392
	4. 都 市 計 画 費	小松駅ターミナル プラン推進費	165,429	小松駅ターミナル プラン推進費	229,890
		今江春日神社線外 1路線整備費	43,234	今江春日神社線外 1路線整備費	42,650
		県営街路整備費負 担金	19,318	県営街路整備費負 担金	18,668
		公園施設リニュー アル費	42,000	公園施設リニュー アル費	32,000
9. 消 防 費	1. 消 防 費	防災体制強化費	9,900	防災体制強化費	28,848
11. 災 害 復 旧 費	1. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生道路災害 復旧費	289,029	現年発生道路災害 復旧費	188,791
		現年発生河川水路 災害復旧費	407,796	現年発生河川水路 災害復旧費	260,730
		現年発生その他公 共土木施設災害復 旧費	14,000	現年発生その他公 共土木施設災害復 旧費	15,300
	2. 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生農業施設 災害復旧費	152,513	現年発生農業施設 災害復旧費	85,488
		現年発生林業施設 災害復旧費	195,000	現年発生林業施設 災害復旧費	102,796

(廃止)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
9. 消防費	1. 消防費	急傾斜地崩壊対策費	2,000

第3表 地方債補正

(変 更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公 有 財 産 管 理 費	8,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	9,600	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
エコロジ ーパークこまつ 管理運営費	29,400				18,400			
都 市 排 水 路 整 備 費	63,000				72,100			
栗 津 駅 周 辺 整 備 費	57,400				46,300			
北 陸 新 幹 線 建 設 推 進 費	135,000				27,000			
県 営 街 路 整 備 費	108,000				77,400			
公 園 施 設 リニューアル 費	76,600				71,100			
基 地 周 辺 道 路 整 備 費	33,500				5,500			
小 学 校 校舎等改修費	74,000				55,500			
中 学 校 校舎等改修費	96,400				66,600			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
ひととものづ くり科学館 魅力アップ費	104,000	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	93,800	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
加賀国府こまつ 歴史の里 整備費	86,300				121,800			
体 育 施 設 整 備 費	37,000				38,000			
現 年 発 生 農 業 施 設 災 害 復 旧 費	173,200				85,100			
現 年 発 生 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	132,100				72,000			
現 年 発 生 道 路 災 害 復 旧 費	187,000				71,100			
現 年 発 生 河 川 水 路 災 害 復 旧 費	214,900				81,400			
現 年 発 生 そ の 他 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	48,500				34,600			
計	4,778,000				4,160,500			

専決第8号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和4年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和４年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

令和４年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,762千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,750,049千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	県支出金	7,106,341	△60,000	7,046,341
	1 県補助金	7,106,340	△60,000	7,046,340
5	繰入金	758,594	△5,990	752,604
	2 基金繰入金	44,445	△5,990	38,455
7	諸収入	38,123	11,228	49,351
	2 雑入	17,121	11,228	28,349
	歳 入 合 計	9,804,811	△54,762	9,750,049

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	6,834,141	△60,000	6,774,141
	1 療養諸費	5,898,910	△60,000	5,838,910
7	諸支出金	65,831	5,238	71,069
	2 繰出金	29,100	5,238	34,338
歳 出 合 計		9,804,811	△54,762	9,750,049

専決第9号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和4年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和４年度小松市介護保険事業特別会 計補正予算（第４号）

令和４年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,338,531千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	繰入金	1,535,556	△9,800	1,525,756
	1 一般会計繰入金	1,510,452	△10,000	1,500,452
	2 基金繰入金	25,104	200	25,304
	歳 入 合 計	10,348,331	△9,800	10,338,531

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	135,671	△10,000	125,671
	1 総務管理費	78,751	△500	78,251
	2 介護認定審査会費	56,920	△9,500	47,420
7	諸支出金	86,947	200	87,147
	1 償還金及び還付加算金	38,572	200	38,772
歳 出 合 計		10,348,331	△9,800	10,338,531

専決第10号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和4年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第3号）

令和４年度小松市産業団地事業特別会計補 正予算（第３号）

令和４年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条 既定の繰越明許費の補正は、「第１表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2. 産業団地造成費	1. 団地造成費	花坂地区産業団地整備費	35,600

(変 更)

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
1. 土地区画整理費	1. 土地区画整理費	安宅新地区土地区画整理費	61,200	安宅新地区土地区画整理費	196,500

専決第11号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和4年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第3号）

令和４年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第３号）

第１条 令和４年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条 令和４年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第１款 病院事業収益	9,487,000千円	632,980千円	10,119,980千円
第１項 医業収益	7,985,407千円	△70,000千円	7,915,407千円
第２項 医業外収益	1,501,593千円	702,980千円	2,204,573千円

第３条 予算第４条本文括弧書中「197,000千円」を「194,742千円」に、「191,219千円」を「188,961千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第１款 資本的収入	830,000千円	2,258千円	832,258千円
第４項 補助金	18,800千円	2,258千円	21,058千円

専決第12号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第51条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第53条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、同条第5項中「場合においては」を「場合には」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

第104条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第10条の4中「，第10項，第14項から第18項まで，第20項，第21項，第25項，第28項，第32項から第36項まで，第39項，第40項若しくは第44項」を「，第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第35項まで，第38項，第39項，第43項若しくは第46項」に改める。

附則第12条第4項中「，第63条又は第64条」を「又は第63条」に，「，第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第12条の2第3項中「法附則第15条第22項」を「法附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「法附則第15条第23項第1号」を「法附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「法附則第15条第23項第2号」を「法附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「法附則第15条第23項第3号」を「法附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「法附則第15条第24項第1号」を「法附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「法附則第15条第24

項第 2 号」を「法附則第15条第23項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「法附則第15条第26項第 1 号イ」を「法附則第15条第25項第 1 号イ」に改め、同条第10項中「法附則第15条第26項第 1 号ロ」を「法附則第15条第25項第 1 号ロ」に改め、同条第11項中「法附則第15条第26項第 1 号ハ」を「法附則第15条第25項第 1 号ハ」に改め、同条第12項中「法附則第15条第26項第 1 号ニ」を「法附則第15条第25項第 1 号ニ」に改め、同条第13項中「法附則第15条第26項第 2 号イ」を「法附則第15条第25項第 2 号イ」に改め、同条第14項中「法附則第15条第26項第 2 号ロ」を「法附則第15条第25項第 2 号ロ」に改め、同条第15項中「法附則第15条第26項第 2 号ハ」を「法附則第15条第25項第 2 号ハ」に改め、同条第16項中「法附則第15条第26項第 3 号イ」を「法附則第15条第25項第 3 号イ」に改め、同条第17項中「法附則第15条第26項第 3 号ロ」を「法附則第15条第25項第 3 号ロ」に改め、同条第18項中「法附則第15条第26項第 3 号ハ」を「法附則第15条第25項第 3 号ハ」に改め、同条第19項中「法附則第15条第29項」を「法附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第38項」に改め、同条第22項中「法附則第15条第43項」を「法附則第15条第42項」に改め、同条第23項中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第43項」に改め、同条第25項を次のように改める。

25 法附則第15条の 9 の 3 第 1 項の条例で定める割合は、 3 分の 1 とする。

附則第12条の 3 第12項を同条第13項とし、同条第11項中「施行規則附則第 7 条第13項」を「施行規則附則第 7 条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の 1 項を加える。

11 法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号

又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第14条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改め、同条第2項中「第16条の4」を「附則第16条の4」に改め、同条第3項中「前3条並びに」を「前3条並びに」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第18条の6を削り、附則第18条の7を附則第18条の6とし、附則第18条の8を附則第18条の7とし、附則第18条の9を附則第18条の8とし、附則第18条の10を附則第18条の9とする。

附則第18条の11第3項を削り、同条を附則第18条の10とする。

附則第19条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「法附則第30条第7項」を「法附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年5月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とある

のは「2,000円」と、同号ア（ウ）①中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「法附則第30条第8項」を「法附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）①中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第20条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第31条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取

引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を，適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の小松市税条例附則第18条の6及び第18条の11第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

2 新条例附則第19条の規定は，令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和4年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き，新条例の規定中都市計画税に関する部分は，令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和4年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第10条の4の規定の適用については，同項中「，第43項若しくは第46項」とあるのは，「若しくは第43項」とする。

専決第13号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例（昭和31年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同条第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第21条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同規則第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決第1号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年4月10日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和5年度小松市一般会計補正予算（第1号）

令和 5 年度小松市一般会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度小松市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 394,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,114,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	8,210,126	394,500	8,604,626
	2 国庫補助金	2,664,140	394,500	3,058,640
歳入合計		47,720,000	394,500	48,114,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	17,500,135	394,500	17,894,635
	1 社会福祉費	7,843,181	292,500	8,135,681
	2 児童福祉費	8,739,636	102,000	8,841,636
	歳 出 合 計	47,720,000	394,500	48,114,500

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年4月24日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和5年1月29日発生の事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金1,810,000円
- 3 事故の概要 令和5年1月29日未明、市道丸内泉町線において、消雪装置の水が駐車中の車両に降りかかったことにより、車両を損傷したもの。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市民センター大ホール非構造部材等（舞台照明設備）改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金214,940,000円
- 4 契約の相手方 第一電機・今出特定建設工事共同企業体
代表者 小松市北浅井町乙5番地1
第一電機工業株式会社 小松営業所
所長 福野 佳宏
構成員 小松市古河町6番地
株式会社今出電気商会
代表取締役 今出 真稔

議案第54号

財産の取得について

小松市の消防施設整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 35M級先端屈折式はしご付消防ポンプ自動車（伸縮水路付） |
| 2 | 取得する価格 | 金249,150,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 富山県富山市牛島新町4番10号
株式会社モリタ 富山営業所
所長 伊藤 晶広 |

財産の取得について

小松市の消防施設整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車（CD－I型） |
| 2 | 取得する価格 | 金21,780,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 富山県富山市牛島新町4番10号
株式会社モリタ 富山営業所
所長 伊藤 晶広 |

議案第56号

財産の取得について

小松市のスポーツ環境の整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 圧雪車 |
| 2 | 取得する価格 | 金 55,220,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 金沢市新保本四丁目 65 番 12
千代田機電株式会社
代表取締役 清水 俊輔 |

令和4年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	一般経費（一般管理費）	165,000	165,000					165,000
		ビジョン策定推進費	9,900,000	9,900,000					9,900,000
		公民等連携推進費	4,500,000	4,500,000					4,500,000
		次世代型地域交通推進費	2,000,000	2,000,000					2,000,000
		子育て応援自治体マイナポイント事業費	54,600,000	54,600,000		43,648,000			10,952,000
		生活応援プレミアム付商品券発行費	678,700,000	678,700,000		149,157,000		500,000,000	29,543,000
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報管理システム運営費	5,700,000	5,700,000		5,700,000			
3. 民生費	1. 社会福祉費	公的介護施設等整備費	33,600,000	33,600,000		33,600,000			
	2. 児童福祉費	おなかの赤ちゃん給付金費	18,200,000	18,200,000		15,166,000			3,034,000
		うまれた赤ちゃん給付金費	13,450,000	13,450,000		11,209,000			2,241,000
		送迎用バス安全装置導入支援費	9,600,000	9,600,000		9,600,000			
		児童センター施設整備費	41,920,000	41,920,000			33,500,000		8,420,000
	3. 生活保護費	ひきこもり支援推進費	5,400,000	5,400,000		900,000			4,500,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	すこやか親子サポート費	990,000	990,000		990,000			
		新型コロナウイルスワクチン接種費	113,619,000	113,619,000		113,619,000			
	2. 環境対策費	ごみ減量化・リサイクル推進費	7,200,000	7,200,000					7,200,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	農業経営体育成支援費	16,000,000	16,000,000		16,000,000			
		農業者物価高騰対策支援費	20,000,000	20,000,000		11,000,000			9,000,000
		県単土地改良費	1,639,000	1,639,000		655,000	600,000	328,000	56,000
		市単土地改良費	990,000	990,000			600,000	297,000	93,000

(単位 円)									
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 農林水産業費	1. 農 業 費	県営土地改良費負担金	49,174,000	49,174,000			40,700,000	173,000	8,301,000
		排水機場維持管理費	6,955,000	6,955,000			6,900,000		55,000
	2. 林 業 費	林道整備費	25,265,000	25,265,000	20,000	14,920,000	9,200,000		1,125,000
		県営広域基幹林道整備費負担金	15,510,000	15,510,000	34,000		15,200,000		276,000
7. 商 工 費	1. 商 工 費	サテライトオフィス立地推進費	15,000,000	15,000,000					15,000,000
		新型コロナウイルス感染症経済対策費	30,066,000	30,066,000		28,500,000			1,566,000
		原油価格高騰対策事業者支援費	50,000,000	50,000,000		5,754,000			44,246,000
		小松駅高架下観光交流施設整備費	60,000,000	60,000,000			48,000,000		12,000,000
		こまつまるごと観光物産推進費	9,000,000	9,000,000					9,000,000
		スキー場整備費	180,040,000	180,040,000			178,400,000		1,640,000
8. 土 木 費	2. 道 橋 り ょ う 費	一般経費（道路橋りょう総務費）	1,293,000	1,293,000					1,293,000
		道路整備費	59,032,000	59,032,000		22,166,000	32,900,000		3,966,000
		橋りょう改修等整備費	109,047,000	109,047,000		60,747,000	48,300,000		
		特別道路整備費	60,342,000	60,342,000		27,650,000	29,300,000		3,392,000
		消雪施設整備費	54,923,000	54,923,000		30,123,000	24,800,000		
		交通安全施設管理費	17,750,000	17,750,000					17,750,000
		通学路整備費	3,280,000	3,280,000		1,375,000	1,700,000		205,000
	3. 河 川 費	排水路管理費	5,008,000	5,008,000					5,008,000
		都市排水路整備費	71,392,000	71,392,000		50,107,000	16,600,000		4,685,000
	4. 都 市 計 画 費	小松駅ターミナルプラン推進費	229,890,000	229,890,000		106,600,000	111,100,000		12,190,000
		栗津駅周辺整備費	71,200,000	71,200,000		35,567,000	32,000,000		3,633,000
		小松駅東地区複合ビル整備助成費	20,000,000	20,000,000			18,000,000		2,000,000

令和4年度小松市産業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1. 土地区画整理費	1. 土地区画整理費	安宅新地区土地区画整理費	196,500,000	196,500,000			196,500,000		
2. 産業団地造成費	1. 団地造成費	花坂地区産業団地整備費	35,600,000	35,600,000			35,600,000		
合 計			232,100,000	232,100,000			232,100,000		

令和4年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな即 資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金	一般会計出資金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出			円 343,500,000	円 0	円 343,500,000	円 5,500,000	円 6,700,000	円 0	円 10,000,000	円 321,300,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	配水管布設 工事等	343,500,000	0	343,500,000	5,500,000	6,700,000	0	10,000,000	321,300,000	0	0	関連工事工期 調整等のため

令和 4 年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 2 項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
				発生額		受託工事収益	損益勘定留保資金			
水道事業 1. 費用			円 28,500,000	円 0	円 28,500,000	円 3,800,000	円 24,700,000	円 0	円 0	
	1. 営業費用	配水管布設 工事等	28,500,000	0	28,500,000	3,800,000	24,700,000	0	0	関連工事工期調整等のため

令和4年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金等	企業債	繰越工事資金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出			円 671,500,000	円 0	円 671,500,000	円 0	円 205,250,000	円 460,750,000	円 0	円 5,500,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	未普及解消 工事等	671,500,000	0	671,500,000	0	205,250,000	460,750,000	0	5,500,000	0	0	関係工事との 調整に日数を 要したため

令和4年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務	翌年度	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
				発生額	繰越額	工事負担金	国庫補助金	他会計負担金	企業債	損益勘定留保資金			
1. 資本的支出			円 64,680,000	円	円 64,680,000	円 0	円 0	円 0	円 64,600,000	円 80,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	施設整備費	64,680,000	0	64,680,000	0	0	0	64,600,000	80,000	0	0	部品不足による納品遅延のため。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年度

- | | |
|--------|--|
| 専決第14号 | 小松市立博物館・美術館設置条例の一部を改正する条例 |
| 専決第15号 | 小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |

専決第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市立博物館・美術館設置条例の一部を改正する条例

小松市立博物館・美術館設置条例の 一部を改正する条例

小松市立博物館・美術館設置条例（令和２年小松市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「，法第23条ただし書」を「，法第26条ただし書」に改める。

附 則

この条例は，令和５年４月１日から施行する。

専決第15号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第8号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，小松市土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和4年度小松市土地開発公社決算状況

事業実績

公有地取得事業(取得)

事業区分		金額 (円)	備考
代行用地	安宅新地区土地区画整理事業	56,969,440	安宅新町地内 5,611.84㎡

公有地取得事業(処分)

事業区分		金額 (円)	備考
公有用地	小松駅付近連続立体交差事業 (仮線敷)	21,720,000	日の出町3丁目155番7、27 477.14㎡
	都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森	20,970,000	日の出町3丁目175、176-1 407.98㎡
代行用地	安宅新地区土地区画整理事業	1,127,437,810	安宅新町地内 118,629.34㎡
小松市土地開発公社健全化促進費		5,000,000	時価簿価差改善 1件
公有用地	小松駅付近連続立体交差事業 (仮線敷)	(4,939,134)	
	利子補給事業	(60,866)	
合 計		1,175,127,810	

附帯等事業 (保有地賃貸)

事業区分		金額 (円)	備考
公有用地	小松駅付近連続立体交差事業 (仮線敷, 8)	809,863	日の出第1駐車場, 工事現場事務所等
	都市計画道路高坂串線道路改良事業	4,576	河川改修工事
	空港周辺整備事業代替用地	147,560	区画整理工事等
完成土地	矢田野工業団地造成事業	1,185,112	民間賃貸
合 計		2,147,111	

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1	流動資産		
(1)	現金及び預金	27,828,228	
(2)	未収金	18,873,000	
(3)	公有用地	695,391,916	
(4)	代行用地	0	
(5)	完成土地等	<u>0</u>	
	流動資産合計		742,093,144
2	固定資産		
(1)	出資金	<u>5,000,000</u>	
	固定資産合計		<u>5,000,000</u>
	資産合計		<u>747,093,144</u>

負債の部

1	流動負債		
(1)	短期借入金	204,275,226	
(2)	未払金	<u>0</u>	
	流動負債合計		204,275,226
2	固定負債		
(1)	長期借入金	<u>432,000,000</u>	
	固定負債合計		<u>432,000,000</u>
	負債合計		<u>636,275,226</u>

資本の部

1	資本金		
(1)	基本財産	<u>5,000,000</u>	
	資本金合計		5,000,000
2	準備金		
(1)	前期繰越準備金	103,891,688	
(2)	当年度純利益	<u>1,926,230</u>	
	準備金合計		<u>105,817,918</u>
	資本合計		<u>110,817,918</u>
	負債・資本合計		<u>747,093,144</u>

損 益 計 算 書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

1 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	1,175,127,810	
(2) 土地造成事業収益	0	
(3) 附帯等事業収益	<u>2,147,111</u>	1,177,274,921

2 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	1,170,557,810	
(2) 土地造成事業原価	0	
(3) 附帯等事業原価	<u>2,147,111</u>	<u>1,172,704,921</u>

事業総利益 4,570,000

3 販売費及び一般管理費 2,650,230

事業利益 1,919,770

4 事業外収益

(1) 受取利息	100	
(2) 雑収益	<u>6,360</u>	6,460

5 事業外費用

(1) 支払利息	<u>0</u>	<u>0</u>
----------	----------	----------

事業外利益 6,460

経常利益 1,926,230

当期純利益 1,926,230

剰余金計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

1 欠損準備金

(1) 前年度末残高	102,953,746	
(2) 前年度繰入額	937,942	
(3) 当年度処分額	0	
(4) 当年度末残高		<u>103,891,688</u>

2 未処分利益剰余金

(1) 当年度純利益繰入額	<u>1,926,230</u>
当年度未処分利益剰余金	<u>1,926,230</u>

剰余金処理計算書

(単位：円)

1 当年度未処分利益剰余金	1,926,230
2 利益剰余金処分額	
(1) 欠損準備金	<u>1,926,230</u>
3 翌年度繰越利益剰余金	<u>0</u>

キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入		1,156,254,810
公有用地売却収入	28,817,000	
代行用地売却収入	<u>1,127,437,810</u>	
土地造成事業収入		0
完成土地等売却収入	0	
開発中土地売却収入	<u>0</u>	
附帯等事業収入		2,147,111
その他の事業収入		6,360
収入小計		<u>1,158,408,281</u>
公有地取得事業支出		△ 60,866
代行用地取得事業支出		△ 65,413,940
令和4年度事業支出	△ 59,205,440	
令和3年度事業未払金の支出	<u>△ 6,208,500</u>	
土地造成事業支出		0
取得に係る支出		
管理に係る支出	<u>0</u>	
附帯等事業支出		0
その他の事業支出		0
販売費及び一般管理費支出		△ 2,653,200
人件費に係る支出	△ 16,400	
令和4年度経費に係る支出	△ 2,633,830	
令和3年度経費未払金の支出	<u>△ 2,970</u>	
その他の業務支出		0
支出小計		<u>△ 68,128,006</u>
差引小計		<u>1,090,280,275</u>
利息の受取額		100
利息の支払額		0
事業活動によるキャッシュ・フロー計		<u>1,090,280,375</u> ・・・(1)

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー計	<u>0</u> ・・・(2)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入	233,081,471
短期借入金の返済による支出	△ 261,887,716
長期借入による収入	432,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 1,592,000,000
金銭出資の受入による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー計	<u>△ 1,188,806,245</u> ・・・(3)
現金及び現金同等物増加額(1) + (2) + (3)	<u>△ 98,525,870</u>
現金及び現金同等物期首残高	<u>126,354,098</u>
現金及び現金同等物期末残高	<u>27,828,228</u>

2 令和5年度小松市土地開発公社事業計画

令和5年度小松市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

公有地の拡大の推進に関する法律の目的に従い、公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与していく。

このうち、市の事業計画が進まないため、長期に渡り保有している公有地については、市の今後の処分方針と調整しながら、機会を捉えた民間への積極的な売却処分にも努めていく。

2. 個別計画

1) 公有地取得事業（処分）

長期保有の間に時価が下落し、簿価との差額が生じている公有地に対して、小松市から健全化促進事業費を受け、買戻しの一環として差額の圧縮に努める。また必要に応じて、当事業で利子補給を行い、簿価の上昇を抑制する。

事業区分		地番	地積㎡	概算売却価格 (千円)	備考
小松市土地開発公社健全化促進費				10,000	
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業用地 (仮線敷)			(4,935)	
	利子補給事業			(65)	
	保有地現況等調査費			(5,000)	
合 計				10,000	

2) 附帯等事業（保有地賃貸）

暫定的な有効活用として保有地の賃貸を行ない、簿価の低減に充てる。

事業区分		地番	地積㎡	貸付料 (千円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業（仮線敷、8）	日の出町三丁目 162番1	601	424	日の出 第1駐車場
完成 土地	矢田野工業団地造成事業	矢田野町西32番13	3,986	1,185	民間賃貸
合 計				1,609	

3) 保有地公募売却事業

買戻しの見込みがなくなった保有地で売却可能なものについては、積極的に公募による売却処分を進める。

事業区分		地番	地積㎡	最低売却価格 (千円)	備考
公 有 用 地	小松駅付近連続立体交差事業（仮線敷，8）	日の出町三丁目 155番11, 155番25, 155番26	193	8, 049	
	県道高塚栗津線用地取得事業	二ツ梨町321番 1	504	6, 048	
合 計				14, 097	

4) その他処分

その他の長期保有地については、市担当部局と今後の償還に向けた調整を図るとともに、民間による保有地照会などの機会を積極的に捉えて、処分に努めるものとする。

3 令和5年度小松市土地開発公社予算

(総 則)

第1条 令和5年度小松市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

収 入	第1款	事業収益	11,609
	第1項	公有地取得事業収益	10,000
	第2項	土地造成事業収益	0
	第3項	附帯等事業収益	1,609
	第2款	事業外収益	31
	第1項	受取利息	1
	第2項	雑収益	30
		収入合計	11,640
支 出	第1款	事業原価	5,424
	第1項	公有地取得事業原価	5,000
	第2項	土地造成事業原価	0
	第3項	附帯等事業原価	424
	第2款	販売費及び一般管理費	6,113
	第1項	販売費及び一般管理費	6,113
	第3款	事業外費用	0
	第1項	支払利息	0
		支出合計	11,537

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 26,065千円は、
損益勘定留保資金で補填するものとする。)

(単位：千円)

収入	第1款	資本的収入	616,000
	第1項	借入金	616,000
		収入合計	616,000
支出	第1款	資本的支出	642,065
	第1項	公有地取得事業費	65
	第2項	土地造成事業費	0
	第3項	借入金償還金	642,000
		支出合計	642,065

(借入金)

第4条 借入金の目的、限度額、借入の方法、利率及び償還の方法を次の
とおりと定める。

借入金の目的 公有地取得事業資金に充てるため。

限度額 616,000千円

借入の方法 証書借入、借入時期は令和5年度中とする。
ただし、本事業年度において借入を行わなかった金額は、
翌事業年度に繰り越して借入することが出来る。

利率 借入先と協議して定める利率による。

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その
他の場合は理事長が定めるところによる。

4 令和5年度小松市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区 分		予算額
受入資金	1 前期繰越金	46,698
	2 公有用地売却収益	10,000
	3 代行用地売却収益	0
	4 完成土地等売却収益	0
	5 附帯等事業収益	1,609
	6 受取利息	1
	7 雑収益	30
	8 長期借入金	150,000
	9 短期借入金	466,000
合 計		674,338
支払資金	1 一般管理費	6,113
	2 事業外費用	0
	3 公有用地取得事業費	65
	4 代行用地取得事業費	0
	5 完成土地等売却費	0
	6 長期借入金償還金	432,000
	7 短期借入金償還金	210,000
	8 前年度未払金	1
合 計		648,179
差 額		26,159

報告第9号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，一般財団法人小松市開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和4年度一般財団法人小松市開発公社決算

事業報告書

1. 事業概要

令和4年度の事業概要は次のとおりです。

1) 駐車場運営事業

事業活動では、令和3年度の小松駅西・駅東の2駐車場の営業終了に伴い事業規模は前年度に比べ縮小したものの、新型コロナウイルスの影響緩和や駅周辺開発の進展等により、時間貸し駐車場の業績が伸びたことで、事業活動収入は前年度比3.3%増の67,064千円となった。

内訳は、時間貸し駐車場の時間利用分が33,119千円(前年度比7.4%増)、同定期契約分及び高架下等の月極契約分が合計31,235千円(同0.4%減)、サービス券分が2,710千円(同0.07%減)であった。

時間貸し駐車場の利用台数は、前年度比8.1%減(ただし現営業3駐車場では59.5%増)となったが、時間貸し駐車場の定期契約及び高架下等の月極契約台数は、前年度末比4.5%増(同8.8%増)となった。

投資活動及び財務活動では、駅東駐車場及び立体駐車場用地売却収入、並びに当該取引に伴い発生した時価簿価差に対する市からの負担金を活用し、長期負債の繰上償還等を実施した。

2) 駐車場運営の実績

(1)-1 時間貸し駐車場(利用台数及び収入)

駐車場名	収容台数	年間利用台数(台)			料金収入(千円)		
		R3年度	R4年度	増減率	R3年度	R4年度	増減率
小松駅前立体	306	67,974	99,062	45.7%	12,008	23,993	99.8%
小松駅西(R3.6まで)	117	10,731			1,982		
小松駅東(R4.2まで)	181	65,144			14,134		
小松駅南	101	17,358	21,069	21.4%	233	942	304.3%
ヒルズパーキング	89	17,720	44,278	149.9%	2,480	8,184	230.0%
計	794	178,927	164,409	△8.1%	30,837	33,119	7.4%
(うち立体・駅南・ヒルズ)	496	103,052	164,409	59.5%	14,721	33,119	125.0%

(1)-2 時間貸し駐車場(回転率)

駐車場名	収容台数	1日当たり平均台数(台)			回転率		
		R3年度	R4年度	増減率	R3年度	R4年度	増減
小松駅前立体	306	186	271	45.7%	0.61	0.89	0.28
小松駅西(R3.6まで)	117	118			1.01		
小松駅東(R4.2まで)	181	195			1.08		
小松駅南	101	48	58	20.8%	0.48	0.57	0.09
ヒルズパーキング	89	40	121	202.5%	0.45	1.36	0.91

(1)-3 時間貸し駐車場 定期契約 (契約台数及び収入)

駐車場名	収容台数	契約台数 (台)			料金収入 (千円)		
		R3年度末	R4年度末	増減率	R3年度	R4年度	増減率
小松駅前立体	306	189	216	14.3%	13,007	15,068	15.8%
小松駅東 (R4.2まで)	181	19			2,213		
小松駅南	101	68	88	29.4%	4,297	4,848	12.8%
計	588	276	304	10.1%	19,517	19,916	2.0%
(うち立体・駅南)	407	257	304	18.3%	17,304	19,916	15.1%

(2) 高架下等月極駐車場 (契約台数及び収入)

月極駐車場	収容台数	契約台数 (台)		契約率	料金収入 (千円)		
		R3年度末	R4年度末	R4年度末	R3年度	R4年度	増減率
日の出第1	26	25	24	92%	1,151	1,135	△1.4%
①高架下新町	6	6	6	100%	302	302	0.0%
②高架下新鍛冶町	12	12	11	92%	634	583	△8.0%
③高架下小寺町	18	18	18	100%	979	979	0.0%
④高架下細工町第1	16	16	15	94%	1,135	1,109	△2.3%
⑤高架下細工町第2	14	12	11	79%	725	869	19.9%
⑥高架下土居原町	30	17	18	60%	1,506	1,630	8.2%
⑦高架下第1	34	33	34	100%	2,181	2,216	1.6%
⑧高架下第2	29	26	18	62%	1,631	904	△44.6%
⑨高架下第3	20	20	17	85%	1,075	942	△12.4%
⑩明峰駅市営	16	10	16	100%	529	650	22.9%
計	221	195	188	85%	11,848	11,319	△4.5%

①～⑩はまちデザイン課からの受託駐車場

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
小口現金	438,260	454,560	△16,300
普通預金	317,719,456	31,832,165	285,887,291
現金預金合計	318,157,716	32,286,725	285,870,991
(2) その他流動資産			
未収金	3,801,243	2,064,662	1,736,581
その他流動資産合計	3,801,243	2,064,662	1,736,581
流動資産合計	321,958,959	34,351,387	287,607,572
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
基本財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(2) その他固定資産			
建物	737,981,100	737,981,100	0
建物減価償却累計	△536,941,233	△515,117,588	△21,823,645
建物附帯設備	178,465,521	178,465,521	0
建物附帯設備減価償却累計	△177,828,361	△177,145,057	△683,304
機械装置	55,560,207	61,575,207	△6,015,000
機械装置減価償却累計	△49,135,293	△52,600,697	3,465,404
構築物	28,748,331	41,768,331	△13,020,000
構築物減価償却累計	△26,832,620	△38,359,120	11,526,500
工具器具備品	17,223,670	17,223,670	0
工具器具備品減価償却累計	△17,223,663	△17,223,663	0
車両運搬具	5,909,989	5,909,989	0
車両運搬具減価償却累計	△5,846,106	△5,739,638	△106,468
土地	0	1,113,136,291	△1,113,136,291
リース資産	0	12,768,192	△12,768,192
リース資産減価償却累計	0	△11,704,176	11,704,176
電話加入権	370,552	370,552	0
ソフトウェア	0	0	0
預託金	8,600	8,600	0
その他固定資産合計	210,460,694	1,351,317,514	△1,140,856,820
固定資産合計	221,460,694	1,362,317,514	△1,140,856,820
資産合計	543,419,653	1,396,668,901	△853,249,248

Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	13,161,890	15,371,807	△2,209,917
前受金	506,300	671,460	△165,160
預り金	132,044	66,249	65,795
流動負債合計	13,800,234	16,109,516	△2,309,282
2. 固定負債			
長期借入金	0	487,132,000	△487,132,000
延払金負債	0	17,490,000	△17,490,000
リース債務	0	1,064,016	△1,064,016
固定負債合計	0	505,686,016	△505,686,016
負債合計	13,800,234	521,795,532	△507,995,298
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	11,000,000	11,000,000	0
2. 一般正味財産	518,619,419	863,873,369	△345,253,950
正味財産合計	529,619,419	874,873,369	△345,253,950
負債及び正味財産合計	543,419,653	1,396,668,901	△853,249,248

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息	187	187	0
基本財産運用益計	187	187	0
②事業収益			
駐車場収入	67,064,450	64,915,000	2,149,450
事業収益計	67,064,450	64,915,000	2,149,450
③雑収益			
雑収益	1,200,000	2,838,391	△1,638,391
その他事業外収入	6,682,298	6,447,693	234,605
雑収益計	7,882,298	9,286,084	△1,403,786
経常収益計	74,946,935	74,201,271	745,664
(2) 経常費用			
①事業費			
総係費	13,402,092	12,811,574	590,518
平面駐車場	14,074,613	17,550,379	△3,475,766
立体駐車場	18,518,982	20,086,173	△1,567,191
市月極駐車場	337,770	160,050	177,720
減価償却費	26,300,841	28,317,277	△2,016,436
事業費計	72,634,298	78,925,453	△6,291,155
②管理費			
支払利息	856,224	1,136,845	△280,621
管理費計	856,224	1,136,845	△280,621
経常費用計	73,490,522	80,062,298	△6,571,776
当期経常増減額	1,456,413	△5,861,027	7,317,440
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①固定資産売却益			
リース資産売却益	124,436	0	124,436
土地売却益	155,643,972	0	155,643,972
固定資産売却益計	155,768,408	0	155,768,408
②受取負担金			
駐車場用地負担金	345,590,676	0	345,590,676
受取負担金計	345,590,676	0	345,590,676
経常外収益計	501,359,084	0	501,359,084
(2) 経常外費用			
①固定資産売却損			
土地売却損	846,825,323	0	846,825,323
固定資産売却損計	846,825,323	0	846,825,323
②固定資産除却損			
固定資産除却損	1,244,124	625,007	619,117
固定資産除却損計	1,244,124	625,007	619,117
経常外費用計	848,069,447	625,007	847,444,440
当期経常外増減額	△346,710,363	△625,007	△346,085,356
当期一般正味財産増減額	△345,253,950	△6,486,034	△338,767,916
一般正味財産期首残高	863,873,369	870,359,403	△6,486,034
一般正味財産期末残高	518,619,419	863,873,369	△345,253,950
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産期末残高	11,000,000	11,000,000	0
III 正味財産期末残高	529,619,419	874,873,369	△345,253,950

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産の償却率は、旧定額法を適用している。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、250%定率法(定額法の償却率の2.5倍)を適用している。

平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、200%定率法(定額法の償却率の2.0倍)を適用している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	11,000,000	0	0	11,000,000
小 計	11,000,000	0	0	11,000,000
特定資産				
退職給与引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	11,000,000	0	0	11,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	11,000,000	(11,000,000)		—
小 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	—
特定資産				
退職給与引当資産	0		0	
減価償却引当資産	0		0	
小 計	0	(0)	(0)	(0)
合 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	(0)

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部	内 訳	金 額
1 流動資産		<u>321,958,959</u>
(1)現金及び預金		318,157,716
イ 小口現金	補充用釣銭 438,260	
ロ 普通預金	北國銀行・北陸銀行 317,719,456	
(2)未収金	受託事業収入ほか 3,801,243	3,801,243
2 固定資産		<u>221,460,694</u>
(1)基本財産		11,000,000
イ 定期預金	北國銀行 11,000,000	
(2)有形固定資産		210,081,542
イ 建 物	立体駐車場本体ほか 737,981,100	
減価償却累計	△536,941,233	
ロ 建物付属設備	立体駐車場電気設備ほか 178,465,521	
減価償却累計	△177,828,361	
ハ 機械装置	立体駐車場管理システムほか 55,560,207	
減価償却累計	△49,135,293	
ニ 構築物	ヒルズパーキング構築物ほか 28,748,331	
減価償却累計	△26,832,620	
ホ 工具器具備品	立体駐車場放送設備ほか 17,223,670	
減価償却累計	△17,223,663	
ヘ 車両運搬具	自動車 5,909,989	
減価償却累計	△5,846,106	
ト 土 地	0	
チ リース資産	0	
(3) 無形固定資産		379,152
イ 電話加入権	370,552	
ロ 預託金	リサイクル費用 8,600	
資 産 合 計		543,419,653

負 債 の 部	内 訳	金 額
1 流動負債		<u>13,800,234</u>
(1)未払金	用地賃借料ほか 13,161,890	
(2)前受金	506,300	
(3)預り金	源泉所得税等 132,044	
2 固定負債		<u>0</u>
負 債 合 計		13,800,234
差引純資産		529,619,419

2 令和5年度一般財団法人小松市開発公社事業計画

1. 基本方針

公共駐車場施設の円滑な管理運営を行い、市民の利便性向上や賑わいにつながる事業を推進し、もって小松市のまちづくり及び発展に寄与する。

2. 駐車場運営事業

(1) 事業活動

小松駅周辺の公共駐車場として、小松駅前立体駐車場(直営)、ヒルズパーキング駐車場(直営)、小松駅南駐車場(受託)の計3箇所の時間貸し駐車場(総収容台数496台)と、J R高架下駐車場(受託)など計11箇所の月極駐車場(総収容台数221台)を運営する。

新型コロナウイルスの影響緩和による利用者の回復や物価高騰の影響を考慮しながら、引き続き公共駐車場として適正な料金体系により運営していく。

(2) 投資活動

2024年春の北陸新幹線延伸開業を見据えて、令和5年度で築25年となる立体駐車場の設備改修(屋内消火設備、エレベーター、照明のLED化)を行う。また、時間貸し駐車場での遠隔管理システムの導入や、不具合箇所の適切な修繕等を進め、利用者へのサービス及び安全性の向上を図る。

(3) 財務活動

不動産取引等に伴う現金資金を活用した長期負債の繰上償還等によって、令和4年度末までに固定負債が解消する見込みとなり、余剰資金は定期預金等の有効な資産運用に充てる。

引き続き事業活動の収支改善など経営健全化を図るとともに、更なる民間活力の導入等に向けた調査検討を行う。

(4) 駐車場の概要

①時間貸し駐車場

駐車場名	収容台数(台)	基本料金 (円/1h)	定期料金 (円/台・月)
		追加料金 (円/30分)	
小松駅前立体駐車場	306	100	6,300(全日)
		50	4,200(夜間)
ヒルズパーキング	89	100	—
		50	
小松駅南駐車場	101	100	5,200
		50	
合 計	496		

②月極駐車場

月極駐車場	収容台数（台）	料 金 （円/台・月）	摘要
日の出第1月極駐車場	26	4,200	
高架下新町月極駐車場	6	4,200	
高架下新鍛冶町月極駐車場	12 （うち2台）	5,200 （4,700）	（軽自動車）
高架下小寺町月極駐車場	18 （うち6台）	5,200 （4,700）	〃
高架下細工町第1月極駐車場	16 （うち3台）	6,300 （5,800）	〃
高架下細工町第2月極駐車場	14 （うち2台）	6,300 （5,800）	〃
高架下土居原町月極駐車場	30	8,400	
高架下第1月極駐車場	34 （うち5台）	5,800	
高架下第2月極駐車場	29 （うち4台）	5,200	
高架下第3月極駐車場	20 （うち3台）	4,700 （4,200）	（軽自動車）
明峰駅市営月極駐車場	16	3,700	
合 計	221 （うち25台）		

3 令和5年度一般財団法人小松市開発公社予算

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入	77,702	66,502	11,200
(1) 基本財産運用収入	2	2	
基本財産利息収入	2	2	
(2) 事業収入	70,000	60,000	10,000
平面駐車場収入	16,000	10,000	6,000
立体駐車場収入	40,000	35,000	5,000
受託月極駐車場収入	11,000	12,000	△1,000
サービス券収入	3,000	3,000	
(3) 雑収入	7,700	6,500	1,200
その他事業外収入	7,700	6,500	1,200
2. 事業活動支出	81,710	48,762	32,948
(1) 事業費支出	81,710	47,903	33,807
総係費支出	13,993	13,073	920
平面駐車場支出	14,900	15,500	△600
立体駐車場支出	52,617	19,030	33,587
受託月極駐車場支出	200	300	△100
(2) 管理費支出		859	△859
支払利息支出		859	△859
事業活動収支差額・・・①	△4,008	17,740	△21,748
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
2. 投資活動支出	14,600	3,255	11,345
(1) 延払金支出		1,590	△1,590
(2) 固定資産取得支出	14,600	1,665	12,935
投資活動収支差額・・・②	△14,600	△3,255	△11,345
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	5	33,061	△33,056
(1) 長期借入金収入	5	33,061	△33,056
(2) 資産運用収入	5		5
資産運用収入(定期預金利息等)	5		5
2. 財務活動支出		47,230	△47,230
(1) 長期借入金返済支出		47,230	△47,230
財務活動収支差額・・・③	5	△14,169	14,174
当期収支差額 ①+②+③	△18,603	316	△18,919

4 令和5年度一般財団法人小松市開発公社資金計画

(単位：千円)

区 分	予 定 額
受 入 資 金	384,183
1 前年度繰越金	307,787
2 前年度未収金	2,064
3 基本財産運用収入	2
4 資産運用収入（定期預金等）	5
5 事業駐車場収入	67,676
6 事業雑収入	6,649
支 払 資 金	349,202
1 前年度未払金	15,371
2 前年度預り金	66
3 総係費	13,860
4 平面駐車場費	4,633
5 立体駐車場費	50,477
6 受託駐車場費	195
7 資産運用支出（定期預金等）	250,000
8 固定資産取得支出	14,600
差 引	34,981

報告第10号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，公益財団法人小松市まちづくり市民財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団事業報告

新型コロナウイルス感染症発生から3ヵ年が経過し、感染対策や規制が徐々に緩和され、コロナ禍前の生活を取り戻しつつあります。

財団管理施設では、令和4年度についても感染予防対策を怠ることなく実施し、安全安心な施設提供に努めてきた結果、年間利用者数は1,115,000人を超え(前年度比23.6%増)、かつてのにぎわいと活気が戻ってまいりました。

令和5年5月には感染法上の分類も見直されますが、これまでの経験を活かしながら、油断することなく感染予防対策に努めます。

また、昨夏には豪雨により小松市全域が、かつて経験したことがない災害に見舞われました。幸いにも財団管理施設には大きな被害はありませんでしたが、市内には多数の被災者、避難者が発生しました。避難所となる財団管理施設では、小松市と連携し避難所運営にあたり、また、職員がボランティアに参加する等、被災者に寄り添う対応をしてまいりました。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症や災害など不安定な1年でしたが、北陸新幹線小松開業は目前です。新時代の到来に向け、さらにまちづくりに貢献してまいりたいと思います。

令和4年度に実施した事業は、次のとおりです。

◇ 指定管理者制度に基づき管理する施設

○ 小松運動公園末広体育館他9施設

他9施設: 末広野球場、末広陸上競技場、末広テニスコート、末広屋外相撲場、
末広屋内相撲場、末広屋外幼児プール、念仏林グラウンド、安宅海浜公園
梯川ボートハウス

○ 石川県立小松屋内水泳プール、末広屋外プール

○ 小松市武道館

○ 小松市民センター、北部児童センター

○ 小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設

○ 石川県立航空プラザ

○ こまつドーム

○ 小松市公会堂

○ 東部児童センター

○ 西部児童センター

○ 小松市立老人福祉センター 千松閣

○ 小松サン・アビリティーズ

○ こまつまちづくり交流センター

○ こまつ曳山交流館及びジャパン九谷のふるさと松雲堂

○ 小松市芦城センター

- ◇ 補助金の交付を受けて管理する施設
 - 小松総合体育館
- ◇ 交付金の交付を受けて管理する施設
 - 稚松児童クラブ
 - 東陵児童クラブ
 - 安宅・牧児童クラブ
- ◇ 一部委託を受け実施する事業
 - 地区体育施設管理運営事業
 - マウンテンバイク広場管理運営事業
- ◇ スポーツ振興事業
 - スポーツアドバイザー事業
 - こまつアスリート育成事業
 - こどもスポーツ大学開催事業

令和4年度に実施した事業概要は、次のとおりです。

- ◇ 施設管理運営事業
 - 常に安全安心な施設提供を心掛けるとともに、施設の長寿命化・省エネ化を図るため、小松市に対し、大規模工事の要望を行いました。令和4年度に実施された大規模工事は以下のとおりです。
 - ・ 末広陸上競技場 第2種公認継続改修工事
 - ・ 末広体育館 アリーナ照明LED化工事
 - ・ 大倉岳高原スキー場 ナイター照明LED化工事(R4、5 2ヵ年工事)
 - ・ 小松運動公園 大型遊具更新工事(R4、5 2ヵ年工事)
 - 令和4年度も利用者満足度調査を実施しました。その結果は以下のとおりです。

【集計結果】

施設名	満足度	施設名	満足度	施設名	満足度
末広体育館	85.6%	小松市公会堂	91.6%	親子つどいの広場	98.7%
末広陸上競技場	88.1%	北部児童センター	97.8%	千松閣	93.7%
末広テニスコート	85.4%	東部児童センター	93.6%	はつらつセンター	90.8%
末広野球場	93.1%	西部児童センター	95.4%	小松サン・アビリティーズ	93.2%
小松屋内水泳プール	88.8%	稚松児童クラブ(保護者)	89.4%	こまつまちづくり交流センター	92.4%
小松総合体育館	82.5%	東陵児童クラブ(保護者)	88.0%	芦城センター	93.0%
小松市武道館	92.9%	安宅・牧児童クラブ(保護者)	79.1%	航空プラザ	88.2%
こまつドーム	83.5%	稚松児童クラブ(児童)	91.1%	こまつ曳山交流館	97.2%
大倉岳高原スキー場	81.6%	東陵児童クラブ(児童)	73.7%		
小松市民センター	94.2%	安宅・牧児童クラブ(児童)	79.0%		

- 【主な質問内容】
- ・職員の接客態度に関する事
 - ・施設の使い勝手に関する事
 - ・新型コロナ対策に関する事
 - 等

◇ 人材育成の推進

- 令和4年度は、人材育成のため、接遇研修など幅広く各種研修を実施しました。

開催月	研修名
6月	救命法研修(普通救命講習Ⅰ)
7月	接遇研修
9月	危機管理研修(防災研修)
10月	インボイス制度研修
11月	広報広聴研修
11月	ハラスメント予防研修
1月	男女共同参画推進研修

◇ 監査の実施

- 令和4年度は、現金等の取扱状況を重点項目とし、監査を実施しました。その結果、現金等の取扱は適正に行われておりました。その他、軽微な誤りがあったものは適正に指導し、改善しております。

監査実施期間 7月～ 9月

◇ スポーツ振興事業

- こまつアスリート育成事業

小松市の小・中・高校生のスポーツ選手及びその指導者に対し、「総合的な医学サポート」等を提供し、競技力の向上に努めました。

アスリート医科学サポート	Sサポート	水泳、ハンドボール等	50 人
	Aサポート	陸上、水泳、スキー等	9 人
	合同トレーニング	ハンドボール、飛込み等	38 人

- こまつ子どもスポーツ大学

小松市内の幼児、小学生低学年を対象に「走る」「跳ぶ」「投げる」の基本動作を指導し、運動能力の向上に寄与しました。

参加人数： 幼児(年長児) 30人
小学生(1、2年生) 30人

- スポーツアドバイザー事業

小松市ゆかりのオリンピック 中川真依氏にスポーツアドバイザーとなっただき、子ども達との交流により、スポーツの振興に寄与しました。

参加人数：幼稚園・こども園 11 園 308 人

◇ 文化振興事業

○ 「こまつ曳山交流館」より曳山・伝統芸能の魅力を発信しました。

開催月	行事名
5月	第10回みよっさ口上大会
5・7・9・11・1・3月	ほくろく道 能楽の里in小松
6月～7月	お旅まつり写真集 一世一代の「顔」「顔」「顔」
7月～9月	宮腰重雄氏写真集より 昭和50年代のお旅まつりーいろいろー
7月	第10回納涼みよっさ夏まつり
8月	夏まつり和太鼓でよいしょ加賀太鼓
9月	民謡・端唄ライブ
10月～12月	宮腰重雄氏写真集より 昭和60年代のお旅まつりーいろいろ その2ー
10月	「小松の文化を聞こう、知ろう」
10月	こまつの郷土芸能まつり～太鼓編～
12月	お正月の寄せ植え
12月～1月	天神堂飾り展
1月	成人式お写真サービス
1月～3月	利常公から繋がる小松の町衆文化～文化人としての旦那衆～
3月	打族による和太鼓の宴 打宴Daen

貸借対照表

令和5年3月31日現在

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	145,852,985	82,100,304	63,752,681
普通預金	144,915,025	81,217,864	63,697,161
小口現金	937,960	882,440	55,520
未収金	58,626,736	114,455,750	△55,829,014
貯蔵品	60,257	56,476	3,781
流動資産合計	204,539,978	196,612,530	7,927,448
2. 固定資産			
(1) 基本資産			
定期預金	16,973,649	16,973,649	0
基本財産合計	16,973,649	16,973,649	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	48,926,057	48,926,057	0
退職給付引当資産	48,926,057	48,926,057	0
特別定期預金	50,049,000	63,868,000	△13,819,000
特別定期預金	50,049,000	63,868,000	△13,819,000
児童クラブ運営費積立資産	19,195,000	19,195,000	0
児童クラブ運営費積立資産	19,195,000	19,195,000	0
小松総合体育館特別修繕引当資産	10,000,000	13,000,000	△3,000,000
小松総合体育館特別修繕引当資産	10,000,000	13,000,000	△3,000,000
特定資産合計	128,170,057	144,989,057	△16,819,000
(3) その他固定資産			
有形固定資産	602,742,227	538,403,807	64,338,420
建物	593,215,563	526,994,710	66,220,853
什器備品	4,776,516	6,002,394	△1,225,878
車両運搬具	4,750,148	5,406,703	△656,555
その他固定資産合計	602,742,227	538,403,807	64,338,420
固定資産合計	747,885,933	700,366,513	47,519,420
資産合計	952,425,911	896,979,043	55,446,868
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	67,561,744	87,715,351	△20,153,607
未払金	67,561,744	87,715,351	△20,153,607
預り金	607,404	1,813,537	△1,206,133
預り金	607,404	1,813,537	△1,206,133
前受金	4,657,058	1,887,770	2,769,288
前受金	4,657,058	1,887,770	2,769,288
流動負債合計	72,826,206	91,416,658	△18,590,452

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 固定負債			
退職給付引当金	48,926,057	48,926,057	0
固定負債合計	48,926,057	48,926,057	0
負債合計	121,752,263	140,342,715	△18,590,452
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産	16,973,649	16,973,649	0
日本財団補助	250,000,000	250,000,000	0
石川県補助	40,000,000	40,000,000	0
小松市補助	506,683,071	343,643,071	163,040,000
指定正味財産合計 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	813,656,720	650,616,720	163,040,000
2. 一般正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	17,016,928	106,019,608	△89,002,680
正味財産合計	830,673,648	756,636,328	74,037,320
負債及び正味財産合計	952,425,911	896,979,043	55,446,868

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
小松市受託収益	430,412,259	407,227,819	23,184,440
使用料収益	140,010,318	137,759,423	2,250,895
補助金	160,785,161	144,892,573	15,892,588
財団運営補助金	81,640,992	81,117,321	523,671
小松総合体育館補助金	14,470,000	12,500,000	1,970,000
小松総合体育館改修事業補助金	38,102,000	19,098,000	19,004,000
スポーツ・文化振興事業補助金	12,022,717	17,630,000	△5,607,283
職員派遣事業補助金	14,549,452	14,547,252	2,200
負担金	10,875,600	9,989,300	886,300
自主事業収益	3,274,650	2,510,930	763,720
交付金	27,373,825	27,805,929	△432,104
(2) 経常外収益			
受取利息	35,105	24,989	10,116
預金利息	35,105	24,989	10,116
雑収入	14,460,677	10,402,292	4,058,385
受取手数料	8,848,907	6,969,682	1,879,225
雑収入	5,611,770	3,432,610	2,179,160
経常収益計	787,227,595	740,613,255	46,614,340
(3) 経常費用			
事業費	749,664,670	686,658,086	63,006,584
給料	30,120,600	34,156,800	△4,036,200
手当	14,781,137	16,919,796	△2,138,659
賃金	181,377,034	179,025,941	2,351,093
法定福利費	29,563,355	30,185,987	△622,632
旅費	488,433	434,548	53,885
消耗品費	18,676,795	18,057,897	618,898
燃料費	3,176,031	4,092,025	△915,994
光熱水費	109,912,264	95,083,962	14,828,302
印刷製本費	973,483	807,368	166,115
通信運搬費	3,213,715	3,011,591	202,124
委託料	164,002,175	159,775,899	4,226,276
手数料	1,748,084	1,606,007	142,077
使用料及び賃借料	17,282,369	18,386,442	△1,104,073
修繕料	73,268,497	41,542,162	31,726,335
原材料費	1,250,187	1,297,257	△47,070
負担金	779,356	1,073,416	△294,060
食糧費	307,438	190,129	117,309
損害保険料	3,003,050	2,848,451	154,599
公課費	18,562,219	20,605,149	△2,042,930
動力費	13,190,727	5,500,286	7,690,441
交際費	29,024	31,565	△2,541
賄材料費	2,132,147	2,467,407	△335,260
広告料	629,329	685,459	△56,130

科 目	当年度	前年度	増 減
報償費	3,936,188	3,340,567	595,621
備品費	1,763,032	1,846,816	△83,784
雑損	3,100	0	3,100
減価償却費	55,494,901	43,685,159	11,809,742
総係費	81,677,097	79,649,230	2,027,867
給料	22,338,659	17,658,600	4,680,059
手当	10,858,051	8,903,813	1,954,238
賃金	27,273,598	25,600,461	1,673,137
法定福利費	12,997,772	12,509,007	488,765
旅費	2,200	10,633	△8,433
費用弁償	51,000	36,000	15,000
消耗品費	974,332	941,369	32,963
燃料費	510,264	500,807	9,457
印刷製本費	149,622	74,360	75,262
通信運搬費	436,847	446,900	△10,053
委託料	2,774,078	8,497,716	△5,723,638
手数料	524,319	454,140	70,179
使用料及び賃借料	1,089,467	1,012,347	77,120
修繕料	343,183	789,399	△446,216
負担金	133,500	32,775	100,725
食糧費	5,760	3,520	2,240
損害保険料	192,630	307,630	△115,000
公課費	138,650	147,400	△8,750
交際費	12,000	2,000	10,000
福利厚生費	629,994	605,463	24,531
報償費	22,500	48,000	△25,500
報酬	192,500	192,500	0
備品費	26,171	874,390	△848,219
経常費用計	831,341,767	766,307,316	65,034,451
評価損益等調整前当期経常増減額	△44,114,172	△25,694,061	△18,420,111
当期経常増減額	△44,114,172	△25,694,061	△18,420,111
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正益	149,401	25,035	124,366
経常外収益計	149,401	25,035	124,366
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	1,600	2,641,172	△2,639,572
固定資産除却損	45,036,309	0	45,036,309
経常外費用計	45,037,909	2,641,172	42,396,737
当期経常外増減額	△44,888,508	△2,616,137	△42,272,371
当期一般正味財産増減額	△89,002,680	△28,310,198	△60,692,482
一般正味財産期首残高	106,019,608	134,329,806	△28,310,198
一般正味財産期末残高	17,016,928	106,019,608	△89,002,680
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
指定受取補助金	163,040,000	60,783,000	102,257,000
小松市補助金	163,040,000	60,783,000	102,257,000
当期指定正味財産増減額	163,040,000	60,783,000	102,257,000
指定正味財産期首残高	650,616,720	589,833,720	60,783,000
指定正味財産期末残高	813,656,720	650,616,720	163,040,000
Ⅲ 正味財産期末残高	830,673,648	756,636,328	74,037,320

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物・・・定額法によっている。

ただし、従来、減価償却を行なっていなかった固定資産については、新会計基準適用初年度(H18年度)の期首の帳簿価格を取得価格とみなし、適用初年度から実施することとした。

この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給相当額を計上している。

小松総合体育館特別修繕引当金・・・今後発生する修繕に備えるもの。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	16,973,649	0	0	16,973,649
小 計	16,973,649	0	0	16,973,649
特定資産				
有形固定資産（建物）	526,994,710	163,040,000	96,819,147	593,215,563
退職給付引当資産	48,926,057	0	0	48,926,057
児童クラブ運営費積立	14,395,000	0	0	14,395,000
小松総合体育館 特別修繕引当資産	13,000,000	0	3,000,000	10,000,000
特別定期預金	63,868,000	0	13,819,000	50,049,000
その他固定資産				
什器備品	6,002,394	1,221,000	2,446,878	4,776,516
車両運搬具	5,406,703	608,630	1,265,185	4,750,148
小 計	678,592,864	164,869,630	117,350,210	726,112,284
合 計	695,566,513	164,869,630	117,350,210	743,085,933

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	16,973,649	16,973,649	-	-
小 計	16,973,649	16,973,649	-	-
特定資産				
建物	593,215,563	494,106,399	99,109,164	-
退職給付引当資産	48,926,057	-	48,926,057	-
児童クラブ運営費積立	14,395,000	-	14,395,000	-
小松総合体育館 特別修繕引当資産	10,000,000	-	10,000,000	-
特別定期預金	50,049,000	-	50,049,000	-
その他固定資産				
什器備品	4,776,516	-	4,776,516	-
車両運搬具	4,750,148	-	4,750,148	-
小 計	726,112,284	494,106,399	232,005,885	-
合 計	743,085,933	511,080,048	232,005,885	-

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建 物	1,533,492,751	940,277,188	593,215,563
什 器 備 品	23,978,249	19,201,733	4,776,516
車 両 運 搬 具	9,032,760	4,282,612	4,750,148

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
日本財団	日本財団	250,000,000	0	0	250,000,000	指定正味財産
石川県補助金	石川県	40,000,000	0	0	40,000,000	指定正味財産
小松市補助金	小松市	343,643,071	163,040,000	0	506,683,071	指定正味財産
合計		633,643,071	163,040,000	0	796,683,071	

財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	小口現金	手元管理	運転資金として	937,960
			小計	[937,960]
	預金	普通預金 北國銀行 小松支店	運転資金として	144,915,025
			小計	[144,915,025]
	未収金		小松市受託料・補助金	54,020,821
			使用料収益	3,460,270
			受取手数料	492,578
			雑収入	653,067
			小計	[58,626,736]
	貯蔵品		総係	13,620
			小松運動公園	964
			水泳プール	1,802
			小松総合体育館	898
			市民センター	7,478
			北部児童センター	1,848
			大倉岳高原スキー場	14,177
			航空プラザ	3,586
			こまつドーム	2,489
			公会堂	4,508
			稚松児童クラブ①	315
			稚松児童クラブ②	2,016
			東陵児童クラブ	1,176
			西部児童センター	2,016
			千松閣	168
			小松サン・アビリティーズ	1,400
			まちづくり交流センター	376
			こまつ曳山交流館	1,420
			小計	[60,257]
流動資産合計				204,539,978
(固定資産)	基本財産	定期預金 小松市農業協同組合本店		16,973,649
			小計	[16,973,649]
	特定資産	退職給付引当資産 北國銀行 小松支店	職員退職給与相当額	48,926,057
				[48,926,057]
		定期預金 特別定期預金 金沢信用金庫 本部 PayPay銀行	運転資金として	10,000,000
		決済用普通預金 北國銀行 小松支店		10,000,000
				30,049,000
				[50,049,000]
		児童クラブ運営費積立資産 北國銀行 小松支店		19,195,000
		小松総合体育館特別修繕引当資産 北國銀行 小松支店		10,000,000
			小計	[128,170,057]
	その他固定資産	有形固定資産 建物		574,145,919
		電気設備		7,808,885
		空気調和設備		926,373
		給排水衛生設備		10,334,385
		下水道内宅設備		1
			小計	[593,215,563]
		什器備品 管理局他施設		4,776,516
		車両運搬具 同上		4,750,148
			小計	[9,526,664]
固定資産合計				747,885,933
資産合計				952,425,911

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)	未払金		賃金・法定福利費 消耗品費 光熱水費 委託料 修繕料 動力費 公課費 市委託料戻し その他	13,213,035 338,275 1,462,842 30,333,699 7,550,552 1,283,205 3,184,119 2,880,576 7,315,441
	預り金 前受金		小計 社会保険料他 小松運動公園 末広野球場 市民センター こまつドーム 公会堂 小松サン・アビリティーズ まちづくり交流センター 小松市芦城センター こまつ曳山交流館 小計	[67,561,744] 607,404 479,900 39,150 2,019,978 764,310 1,258,310 410 500 44,000 50,500 [4,657,058]
流動負債合計				72,826,206
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員の退職金支払いに備えるもの	48,926,057
固定負債合計				48,926,057
負債合計				121,752,263
正味財産				830,673,648

令和5年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団予算

(総 則)

第1条 令和5年度公益財団法人小松市まちづくり市民財団の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	事 業 収 益	820,128千円
第 1 項	施設管理運営事業収益	715,484千円
第 2 項	スポーツ振興事業収益	16,965千円
第 3 項	地域活性化事業収益	28,033千円
第 4 項	文化交流事業収益	28,286千円
第 9 項	特定資産取崩収入	31,360千円
第 2 款	事 業 外 収 益	22,618千円
第 1 項	事 業 外 収 益	22,618千円

支 出

第 1 款	事 業 費	842,316千円
第 1 項	施設管理運営事業	766,517千円
第 2 項	スポーツ振興事業	16,965千円
第 3 項	地域活性化事業	29,284千円
第 4 項	文化交流事業	29,550千円

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第 3 1 款	資 本 的 支 出	4 3 0 千円
---------	-----------	----------

第 3 項	有形固定資産購入費	4 3 0 千円
-------	-----------	----------

不足分については、収益的収入をもって充てる。

(理事会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 次に掲げる経費については、それ以外の経費に流用する場合は理事会の議決を経なければならない。

(1)	職員給与費	8 4, 0 5 9 千円
-----	-------	---------------

令和5年3月8日 提出

理 事 長 越 田 幸 宏

報告第11号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，株式会社こまつ賑わいセンターの経営状況を次のとおり報告する。

1 第 25 期 株式会社こまつ賑わいセンター決算

(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

第 25 期における株式会社こまつ賑わいセンターの事業実績は次のとおりです。

1. 事業実績の概要

2024 年春の開業まで 1 年を切った北陸新幹線小松駅の本体建設工事は、2022 年 9 月に完成しました。現在、在来線と新幹線の高架下を一体的に整備し、「小松市観光交流センター」、愛称は「K o m a t s u 九 (コマツナイン)」として活用する建設工事が進められています。

小松市では、令和 4 年 12 月議会において、「小松市観光交流センター条例」を制定し、弊社が施設の維持管理及び運営を行う指定管理者に指定されました。

高架下には鉄道会社関係の商業施設のほか、観光案内、物産販売、カフェ、ワーキングラウンジ等のスペースがあり、指定管理者となった弊社は、公募等により運営事業者を選定しました。

9 月の鉄道高架下グランドオープンに向けて、着実に準備を進めており、来春の北陸新幹線開通の暁には、南加賀地域の中心都市である小松市の重要拠点となり、更なる賑わいの創出となるよう取り組んでいきます。

令和 2 年より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時的な休館措置等に取り組んできましたカブッキーランドでは、今年度は感染防止を図った上で、通常の営業を行うことができました。

一般利用者のほか、市内、県内外の保育園、幼稚園等からの「すくすく広場」の団体利用や、クッキングスタジオにおいては、小松市の市内保育園年長児を対象にして昨年度から始まった「小松市こども食育教室」事業は、延 39 園 709 名の園児が調理を通じて食育の大切さを体験しました。

施設の経営面では、来場者数は 42,762 人(対前年度 12,108 人 39.4%増)、入場料収入は 11,606,940 円(対前年度 3,652,006 円 45.9%増 消費税含む)となりました。

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部

1. 流動資産

(1) 現金	323,410
(2) 預金	41,150,322
(3) 前払家賃	19,444,151
(4) 未収入金	11,766,361
(5) 前払金	20,500
流動資産合計	

72,704,744

2. 固定資産

(有形固定資産)

(1) 建 物	143,907,563
(2) 建物附属設備	187,592,209
(3) 工具器具備品	195,527

(無形固定資産)

(1) ソフトウェア	<u>344,617</u>
------------	----------------

(投資その他の資産)

(1) 敷金	<u>57,671,220</u>
--------	-------------------

固定資産合計

389,711,136

資産合計

462,415,880

負 債 の 部

3. 流動負債

(1) 未払金	3,234,891
(2) 未払法人税等	359,400
(3) 預り金	80,642
(4) 前受家賃	18,175,898
(5) 未払消費税等	2,066,000
流動負債合計	

23,916,831

4. 固定負債

(1) 長期借入金	389,095,267
(2) 預り保証金	13,474,760
(3) 退職給付引当金	3,000,000
(4) 修繕引当金	6,800,000

固定負債合計

412,370,027

負債合計

436,286,858

純 資 産 の 部		
5. 株主資本		
資 本 金	17,050,000	
(利益剰余金)		
その他利益剰余金	11,579,022	
繰越利益剰余金	11,579,022	
自己株式	△ 2,500,000	
純資産合計		<u>26,129,022</u>
負債・純資産合計		<u>462,415,880</u>

損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1. 売上高

(1) カブッキーランド売上	10,684,775	
(2) 補助金収入	19,723,108	
(3) 家賃収入	249,258,366	
(4) 受託収入	<u>7,145,456</u>	
		<u>286,811,705</u>

売上総利益金額

286,811,705

2. 販売費及び一般管理費

(1) 役員報酬	3,449,960	
(2) 給料	17,477,785	
(3) 退職金	387,497	
(4) 法定福利費	2,824,983	
(5) 福利厚生費	81,630	
(6) 委託費	5,946,162	
(7) 通信費	320,665	
(8) 減価償却費	25,216,880	
(9) 賃借料	449,360	
(10) 支払保険料	168,187	
(11) 修繕費	267,182	
(12) 水道光熱費	3,290,797	
(13) 消耗品費	1,863,844	
(14) 租税公課	3,338,910	
(15) 支払報酬	49,708	
(16) 広告宣伝費	50,000	
(17) 支払手数料	147,053	
(18) 会議費	44,860	
(19) 使用料	1,407,121	
(20) 支払家賃	215,202,438	
(21) 負担金	126,500	
(22) 研修費	14,546	
(23) 退職給付引当金繰入	1,000,000	
(24) 修繕引当金繰入	1,400,000	
(25) 材料費	764,603	
		<u>285,290,671</u>

営業利益金額

1,521,034

営業外収益

(1) 受取利息	761	
(2) 雑収入	<u>953,032</u>	
		<u>953,793</u>

営業外費用

(1) 支払利息割引料	<u>1,009,037</u>	
		<u>1,009,037</u>

営業外利益金額		△ 55,244
経常利益金額		<u>1,465,790</u>
特別損失		
（１）固定資産除却損	<u>498,322</u>	
	<u>498,322</u>	
特別利益金額		<u>△ 498,322</u>
税引前当期純利益金額		967,468
法人税, 住民税及び事業税		<u>812,100</u>
当期純利益金額		<u>155,368</u>

剰余金計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

1. 利益剰余金	
（1）前年度末残高	11,423,654
（2）当期変動額	155,368
（3）当年度末残高	<u>11,579,022</u>

剰余金処分計算書

(単位：円)

1. 当年度未処分利益剰余金	11,579,022
2. 利益剰余金処分額	<u>0</u>
3. 翌年度繰越利益剰余金	<u>11,579,022</u>

株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：
円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他の利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	17,050,000	11,423,654	11,423,654	2,500,000	25,973,654	25,973,654
当期変動額	0	155,368	155,368		155,368	155,368
当期純利益		155,368				
当期末残高	17,050,000	11,579,022	11,579,022	2,500,000	26,129,022	26,129,022

財務諸表に対する注記

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

- この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、法人税法に基づく減価償却の方法を適用しています。

- (2) 計算書類作成のための重要な事項

- ① リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

- ② 消費税の会計処理

消費税等の会計は、税抜き方式によっています。

3. 貸借対照表等に関する注記

- (1) 減価償却累計額の金額

減価償却累計額 109,115,509 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済み株式の数

前期末株式数（発行済普通株式） 341 株

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式） 341 株

前期末株式数（発行済優先株式）

当期増加株式数（発行済優先株式）

当期減少株式数（発行済優先株式）

当期末株式数（発行済優先株式）

- (2) 自己株式の数

前期末株式数 50 株

当期増加株式数

当期減少株式数

当期末株式数 50 株

第 2 5 期 財 産 目 録

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資産の部	摘 要	金 額
<u>1. 流動資産</u>		<u>72,704,744</u>
(1) 現金預金		41,473,732
ア. 現 金	カブッキーランド, 会社小口 323,410	323,410
イ. 預 金		41,150,322
	決済用普通預金 (期末現在高)	8,151,225
	北國銀行 小松中央支店 2,514,761	
	北國銀行 小松中央支店 1,321,987	
	北國銀行 小松中央支店 231,336	
	北國銀行 小松中央支店 4,083,141	
	普通預金	15,899,306
	北國銀行 小松中央支店 15,558,310	
	北國銀行 小松支店 340,996	
	定期預金	17,099,791
	はくさん信用金庫小松中央支店 5,020,398	
	北國銀行 小松中央支店 5,027,957	
	北國銀行 小松支店 7,051,436	
(2) 前払家賃	前払家賃 (令和 5 年 4 月分) 19,444,151	19,444,151
(3) 未収入金	受託料(小松市 4 回目分：RYUSUKE、820 ステーション) 1,100,000	11,766,361
	9,223,108	
	補助金(小松市すくすくパス事業、運営実行委員会負担金、賑わいセンター運営事業、高架下開設準備事業)	
	その他(カブッキーランド売上(クレジット、電子マネー等)、自販機売上手数料) 1,443,253	
(4) 前払金		20,500
	予約システム使用料・保守料(4 月分) 20,500	
<u>2. 固定資産</u>		<u>389,711,136</u>
(1) 有形固定資産		331,695,299
	建物 (大学内装工事、まち家改修工事) 143,907,563	
	建物附属設備 (大学(電気、空調、給排水)、カブッキーランド倉庫換気、1 階自動ドア増設) 187,592,209	
	工具器具備品 (ノートパソコン他) 195,527	
(2) 無形固定資産		344,617
	ソフトウェア (会計ソフト) 344,617	
(3) 投資その他の資産		57,671,220
	敷金(青山ライフプロモーション) 57,671,220	
資産合計		462,415,880

負債の部	摘 要	金 額
1. 流動負債		<u>23,916,831</u>
(1) 未払金	給料、役員報酬（令和5年3月分） 1,553,180 その他（法定福利費、水道光熱費、ホームページ制作費他） 1,681,711	3,234,891
(2) 未払法人税等	法人税・市民税 359,400	359,400
(3) 預り金	職員源泉所得税、〃住民税、〃駐車場使用料 80,642	80,642
(4) 前受家賃	家賃（令和5年4月分） 18,175,898	18,175,898
(5) 未払消費税等	消費税 2,066,000	2,066,000
2. 固定負債		<u>412,370,027</u>
(1) 長期借入金	北國銀行 小松支店 389,095,267	389,095,267
(2) 預り保証金	敷金（Hifリゾート、AEON） 13,474,760	13,474,760
(3) 退職給付引当金	3,000,000	3,000,000
(4) 修繕引当金	6,800,000	6,800,000
負債合計		436,286,858
純資産の部	摘 要	金 額
1. 株主資本		<u>26,129,022</u>
(1) 資本金		17,050,000
(2) 利益剰余金		11,579,022
(3) 自己株式		△ 2,500,000
純資産合計		26,129,022
負債・純資産合計		462,415,880

2 第26期 株式会社こまつ賑わいセンター事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1. 事業概要

2024年春にいよいよ北陸新幹線小松駅が開業予定となり、小松市は国際空港、新幹線駅及び高速道路という近接した3大交通拠点を持つ都市となり、国内外の交流拡大が期待される場所です。さらに小松駅高架下には「小松市観光交流センター」(“Komatsu 九”)が今秋開設予定であり、小松駅東地区においては新複合ビルが計画されるなど、小松駅周辺の様相が大きく変わりつつあります。

このような状況の中、小松駅南ブロックの複合ビル「こまつアズスクエア」は開業から6年目を迎え、弊社が2階3階をサブリースする「公立小松大学」では、一昨年度から全4学年が揃い、大学院設置から2年目を迎えました。学生とともに駅周辺で創出されていた賑わいが、コロナ対応の変化とともに戻りつつあります。関係者とともに今後も安心安全な施設提供に努めて参ります。

1階で運営する子育て支援施設の「カブッキーランド」は、令和4年度末において、来場者が30万人を超えました。令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の防止に留意しつつ、「すくすく広場」での親子交流イベントの実施や、今年度から「クッキングスタジオ」における「小松市こども食育教室」に広場でのあそびを付加するなど、更なる子育て支援の充実と誘客の促進に努めます。

また、子育て支援事業の「こまつファミリーサポートセンター」では、産前産後サポートなど家事・育児支援の充実に向け、協力会員拡大を図るとともに、関係機関との連携を進めます。これらカブッキーランド、こまつファミリーサポートセンターを通じて、小松市の子育て支援施策の一翼を担っていきます。

弊社は、「小松市観光交流センター」(“Komatsu 九”)の指定管理者として指定されており、9月のオープンに向け小松市の委託を受け開設に向け準備を進めています。観光案内、物産販売、カフェ、ワーキングラウンジ、ギャラリー等の施設の機能を発揮させ、施設の目的である交流の推進、観光・産業の振興に繋げ、来春の北陸新幹線開通後には、南加賀地域の中心都市である小松市の重要拠点となり、更なる賑わいの創出となるよう取り組んでいきます。

3 第26期 株式会社こまつ賑わいセンター予算

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(総 則)

第1条 第26期 株式会社こまつ賑わいセンターの予算は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第2条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	営業収益	339,560	千円
第1項	営業収益	338,550	千円
第2項	営業外収益	1,010	千円

支 出

第1款	営業費用	339,310	千円
第1項	営業費用	338,340	千円
第2項	営業外費用	970	千円

(資本的收入及び支出)

第3条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的收入	389,096	千円
第1項	借入金	389,096	千円

支 出

第1款	資本的支出	19,405	千円
第1項	借入金償還金	19,405	千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の額は、30,000千円と定める。